

さいたま市告示第956号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和7年6月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ベルクス浦和原山店

所 在 地 さいたま市緑区原山二丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 JA 三井リース建物株式会社

代 表 者 代表取締役社長 工藤 真樹

住 所 東京都中央区銀座八丁目13番地1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）ゲオ浦和原山店

（変更後）ベルクス浦和原山店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名

（変更前）株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠藤 結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

（変更後）株式会社サンベルクス

代表取締役 鈴木 秀夫

東京都足立区花畑五丁目14番1号

株式会社トモズ

代表取締役 角谷 真司

東京都文京区西片一丁目15番15号

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濠二丁目38番地

(4) 変更の年月日

令和7年5月16日

(5) 変更する理由

小売業者の出退店による

2 届出年月日

令和7年5月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和7年6月4日から令和7年10月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p121053.html>

トップページ >事業者向けの情報 >環境・産業・企業立地 >産業支援 >大規模小売店舗立地法 >
令和7年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和7年6月4日から令和7年10月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944